

令和 8 年 4 月 2 0 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧 供給地点の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙 2 の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第 3 6 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 2 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙 1 のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

公 印 省 略
20260420 関東第14号
令和8年4月20日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和8年4月17日付け20260415関東第5号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

指定の解除事業者数 3事業者 指定旧供給地点群数 5地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
株式会社エネクル (法人番号9030001147300)	1 学園台洞下団地
株式会社ガスワン北関東 (法人番号4060001037172)	1 春日山団地
株式会社ガスワン埼玉 (法人番号8030001160733)	1 伊奈栄第一団地
株式会社ガスワン埼玉 (法人番号8030001160733)	1 伊奈栄第二団地
株式会社ガスワン埼玉 (法人番号8030001160733)	1 上尾二ツ宮地区